

**令和4年度 胃がんエックス線検診のためのチェックリスト（市区町村用）－集団検診**

解説：

① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す

② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※

③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※

※特に個別検診の場合

**1. 検診対象者の情報管理**

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一紙送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※ **チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨嶋市	南アルプス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	25
×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	17
×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	2
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27

**2. 受診者の情報管理**

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24

**3. 受診者への説明、及び要精検者への説明**

(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	21
×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	6
×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	5

**4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨**

(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果<sup>※</sup>を把握しているか

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への問合せにより、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	24
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	24
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	
×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22	
×	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	23	

**5. 地域保健・健康増進事業報告**

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23
×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	20
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22	
×	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	22	

**6. 検診機関（医療機関）の質の担保**

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実態等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 要綱の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	21
○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	17
△	×	○	×	△	×	×	○	△	○	△	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	10
×	×	×	×	×	△	×	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3
×	×	×	×	×	△	×	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3
×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2
×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0

**7. 受診率の集計**

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計<sup>※</sup>しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	26	
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	

**8. 要精検率の集計**

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	20

**9. 精検受診率・未受診率の集計**

解説：

① 胃部エックス線検査の受診者または胃内視鏡検査の受診者/既受診者別に集計すること

② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注1に従って区別し、集計しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	20
○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	20

**10. がん発見率の集計**

解説：

① 胃部エックス線検査の受診者または胃内視鏡検査の受診者/既受診者別に集計すること







**令和4年度 大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－集団検診**

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
  - ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと\*
  - ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること\*
- ※ 特に個別検診の場合

1. 検診対象者の情報管理	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	25
※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのみは不適切である																												
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	17	
※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である																												
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	2	
※ チェックリスト評価対象外																												
(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27

2. 受診者の情報管理	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24

3. 受診者への説明、及び要精検者への説明	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 受診勧奨時（もしくは検診申込み者に対する便覧血検査キット配布時）に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか <sup>※</sup>	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	21
※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい																												
(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名） <sup>※</sup> の一覧を提示しているか	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	6
※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること																												
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	5

4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 <sup>※</sup> を把握しているか	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	24
※ 結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと																													
(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人 <sup>※</sup> もしくは精密検査機関への問合せにより、結果を確認しているか	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	23	
※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある																													
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか	×	△	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	
(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握 <sup>※1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22	
(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

5. 地域保健・健康増進事業報告	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか <sup>※</sup>	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23
※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか																												
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか	×	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか <sup>※</sup>	×	×	×	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	21
※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか																												

6. 検診機関（医療機関）の質の担保	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか <sup>※</sup>	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	21
※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実働等の遵守を選定条件としてもよい																												
(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×	15
(1-2) 検診終了後、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか	△	×	○	×	△	×	○	○	△	○	○	△	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	10	
(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか <sup>※</sup>	×	×	×	×	△	×	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
※ 質問の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様																												
(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか	×	×	×	×	△	×	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
(2-2) 検診機関（医療機関）専らのプロセス指標を累計してフィードバックしているか	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	
(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

7. 受診率の集計	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す																												
(1) 受診率を集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
(1-2) 受診率を検診機関別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数																												
(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22

8. 要精検率の集計	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨俣市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す																													
(1) 要精検率を集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
(1-1) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	25	
(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24	
(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	2	



## 令和4年度 大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－個別検診

解説：

① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す

② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※

③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※

※特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのみは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※ **チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北杜市	甲斐市	笹野市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	進徳村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	16
×	-	×	×	-	×	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	×	-	-	-	-	-	11
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	○	-	×	-	-	-	-	-	1
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	×	○	○	-	○	-	-	-	-	-	15

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	×	×	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	×	○	-	-	○	×	×	○	○	-	×	-	-	-	-	12

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 受診勧奨時（もしくは検診申込み者に対する便済血検査キット配布時）に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）※の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

○	-	×	×	-	×	○	×	○	○	-	○	○	×	-	-	×	×	○	○	-	×	-	-	-	-	-	8
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	0
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	0

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※を把握しているか

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握※1に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	△	-	-	-	-	12
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	○	○	△	-	-	×	○	○	×	-	△	-	-	-	-	-	9
×	-	×	○	-	○	○	○	○	×	-	○	○	△	-	-	○	○	○	×	-	△	-	-	-	-	-	10
×	-	×	×	-	○	○	○	○	×	-	○	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	6
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	○	○	×	-	-	○	×	○	×	-	×	-	-	-	-	-	9
×	-	×	×	-	×	○	×	△	○	-	○	○	△	-	-	×	×	○	×	-	×	-	-	-	-	-	5

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	16
○	-	×	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	△	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	14
○	-	×	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	△	-	-	△	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	13
×	-	×	○	-	○	○	○	○	△	-	-	△	○	-	-	△	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	11
×	-	×	○	-	○	○	○	○	△	-	-	○	○	-	-	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	-	12

### 6. 検診機関（医療機関）の質の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか※

※ もしくは仕様の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実態等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」※を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか※

※ 質問の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

○	-	○	×	-	×	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	9
○	-	×	×	-	×	○	○	○	○	-	×	○	○	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	7
△	-	×	×	-	×	×	○	○	△	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	3
×	-	×	×	-	×	○	○	×	○	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	3
×	-	×	×	-	×	○	○	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	3
×	-	×	×	-	×	○	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	2
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	1

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計※しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	×	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	14
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	×	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	14
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	×	-	-	○	○	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	13
○	-	○	×	-	○	○	×	○	○	-	-	○	×	-	-	×	○	×	○	○	-	○	-	-	-	-	10

### 8. 要精検率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	×	○	○	○	-	○	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	×	-	-	○	×	○	×	-	○	-	-	-	-	-	11
○	-	○	×	-	×	○	×	○	×	-	-	○	×	-	-	×	×	×	○	○	-	○	-	-	-	-	8

### 9. 精検受診率・未受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注1に従って区別し、集計しているか

○	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	13
○	-	×	○	-	×	○	-	×	○	-	-	○	×	-	-	○	×	○	○	-	○	-	-	-	-	-	12
○	-	×	○	-	×	○	-	×	○	-	-	○	×	-	-	○	×	○	×	-	○	-	-	-	-	-	10
○	-	×	×	-	×	○	×	○	×	-	-	○	×	-	-	×	○	×	○	-	○	-	-	-	-	-	8
○	-	×	○	-	×	○	×	○	×	-	-	○	×	-	-	○	×	×	○	-	○	-	-	-	-	-	9

### 10. がん発見率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) がん発見率を集計しているか

(1-1) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) がん発見率を検診機関別に集計しているか

(1-3) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか

×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	11
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	×	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	11
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	-	-	○	×	-	-	×	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	9
×	-	×	×	-	×	○	×	○	×	-	-	○	×	-	-	×	×	×	○	-	○	-	-	-	-	-	6

### 11. 陽性反応適中度の集計

## 令和4年度 肺がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－集団検診

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※
- ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※
- ※特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※ **チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨嶋市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	25	
×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	×	17
×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	2	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を提示すること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	21
×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	5
×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	5

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果<sup>※</sup>を把握しているか

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への問合せにより、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日－受診機関－精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	24
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	23
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	23
×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22
×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	23

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23
×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23
×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22
×	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	22

### 6. 検診機関（医療機関）の質の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実態等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 質問の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）専らのプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	○	○	×	20
○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	17
△	×	○	×	△	×	×	○	△	○	○	△	○	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	×	10	
×	×	×	×	×	△	×	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
×	×	×	×	×	△	×	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	
○	×	×	×	△	×	×	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計<sup>※</sup>しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22

### 8. 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の増癌容器配布割合」、「増癌容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の増癌容器回収率」の集計

解説：※**チェックリスト評価対象外**

① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

② 高危険群とは増癌細胞診対象者のこと。すなわち、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上だった者（過去における喫煙者を含む）を指す

(1) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の増癌容器配布割合」、「増癌容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の増癌容器回収率」を集計しているか

(1-1) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の増癌容器配布割合」、「増癌容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の増癌容器回収率」を、性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の増癌容器配布割合」、「増癌容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の増癌容器回収率」を、検診機関別に集計しているか

(1-3) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の増癌容器配布割合」、「増癌容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の増癌容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか

○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	-	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	15
○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	15
○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	○	×	-	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	15
○	×	○	×	○	×	○	×	-	○	○	×	-	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	11

### 9. 要精検率の集計

解説：

① いずれも、胸部エックス線受診者/増癌細胞診受診者/総受診者別に要精検者を集計すること

② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	20	

### 10. 精検受診率・未受診率の集計

解説：

① 胸部エックス線受診者/増

## 令和4年度 肺がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－個別検診

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup>
- ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup>
- ※ 特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※ チェックリスト評価対象外

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	16
×	-	×	×	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	×	○	○	○	-	×	-	-	-	-	-	11
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	○	-	×	-	-	-	-	-	1
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	○	○	-	○	-	-	-	-	-	15

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	-	-	○	○	○	○	-	△	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	×	×	-	-	×	×	○	○	○	-	×	-	-	-	-	12

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

○	-	×	×	-	×	○	×	○	○	○	○	×	-	-	×	×	○	○	○	-	×	-	-	-	-	-	8
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	0
×	-	×	×	-	×	×	×	×	×	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	0

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果<sup>※</sup>を把握しているか

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への問合せにより、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	×	-	△	-	-	-	-	12
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	○	○	△	-	-	×	○	○	×	-	△	-	-	-	-	-	-	9
×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	×	-	○	△	-	-	○	○	○	×	-	△	-	-	-	-	-	10
×	-	×	×	-	○	○	○	○	○	×	-	○	×	-	-	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	-	6
×	-	×	○	-	×	○	○	○	○	×	-	○	×	-	-	○	×	○	×	-	×	-	-	-	-	-	9
×	-	×	×	-	×	○	×	△	○	○	○	△	-	-	×	×	×	○	×	-	×	-	-	-	-	-	5

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか<sup>※</sup>

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか<sup>※</sup>

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	16
○	-	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	△	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	14
○	-	×	○	-	○	○	○	○	○	○	○	△	-	-	△	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	13
×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	△	-	-	△	-	-	△	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	11
×	-	×	○	-	○	○	○	○	○	△	-	-	△	-	-	△	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	12

### 6. 検診機関（医療機関）の質の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 要綱の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか

注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

○	-	○	×	-	×	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	9
○	-	×	×	-	×	○	○	○	○	-	×	×	○	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	6
△	-	×	×	-	×	×	○	△	-	-	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	3
×	-	×	×	-	×	○	×	○	×	-	×	○	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	4
×	-	×	×	-	×	○	×	○	×	○	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	3
×	-	×	×	-	×	○	×	○	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	2
○	-	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	-	×	-	-	-	-	1

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計<sup>※</sup>しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	14
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	14
○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	×	-	-	○	○	○	○	×	-	○	-	-	-	-	-	13
○	-	○	×	-	○	×	○	×	○	○	○	○	-	-	×	○	×	×	○	×	-	○	-	-	-	-	10

### 8. 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喫煙容器配布割合」、「喫煙容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喫煙容器回収率」の集計

解説：※ チェックリスト評価対象外

① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

② 高危険群とは喫煙細胞診対象者のこと。すなわち、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上だった者（過去における喫煙者を含む）を指す

(1) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喫煙容器配布割合」、「喫煙容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喫煙容器回収率」を集計しているか

(1-1) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喫煙容器配布割合」、「喫煙容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喫煙容器回収率」を、性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喫煙容器配布割合」、「喫煙容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喫煙容器回収率」を、検診機関別に集計しているか

(1-3) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喫煙容器配布割合」、「喫煙容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喫煙容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか

○	-	×	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	○	×	-	○	-	-	-	-	-	4
○	-	×	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	○	×	-	○	-	-	-	-	-	4
○	-	×	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	○	×	-	○	-	-	-	-	-	4
○	-	×	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	×	×	-	○	-	-	-	-	-	3

### 9. 要精検率の集計

解説：

① いずれも、胸部エックス線受診者/喫煙細胞診受診者/総受診者別に要精検者を集計すること

② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	○	○	○	-	○	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	×	○	○	-	○	-	-	-	-	13
○	-	○	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	×	○	×	×	-	○	-	-	-	-	11
○	-	○	×	-	×	○	×	○	×	○	○	○	-	-	×	×	×	×	○	-	○	-	-	-	-	-	8

### 10. 精検受診率・未受診率の集計

解説：

① 胸部エックス線受診者/喫煙細胞診受診者/総受診者別に集計すること

② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注11に従って区別し、集計しているか

○	-	×	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	13
○	-	×	○	-	×	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	×	×	×	×	-	○	-	-	-	-	12
○	-	×	○	-																							



## 令和4年度 乳がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－集団検診

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※
- ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※

※特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人名（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※**チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 検診機関時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期<sup>※</sup>を把握しているか

※ 「検診検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

(2) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか

※ 本人に連絡する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

### 6. 検診機関（医療機関）の質の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実働等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 要綱の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）専のプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計<sup>※</sup>しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

### 8. 要精検率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

### 9. 精検受診率・未受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注1に従って区別し、集計しているか

### 10. がん発見率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) がん発見率を集計しているか

(1-1) がん発見率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) がん発見率を検診機関別に集計しているか

(1-3) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 視触診を併用している場合、がん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

### 11. 陽性反応適中度の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 陽性反応適中度を集計しているか

(1-1) 陽性反応適中度を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか

(1-3) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 視触診を併用している場合、陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

### 12. 早期がん割合の集計

解説：

① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

② 早期がんとは、腫瘍の大きさが触診上2センチ以下で転移を恐れるリンパ節を触れず遠隔転移を認めないもの、または非浸潤がんであったものを指す

(1) 早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか

(1-1) 早期がん割合を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか

(1-3) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 視触診を併用している場合、早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

### 13. 非浸潤がんの集計

(1) 早期がんのうち、非浸潤がん数を区別して集計しているか

	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨嶋市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取町	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	進徳村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	25	
	×	○	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	15	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	1	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24	
	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	22	
	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	8	
	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	5	
	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	24	
	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	24	
	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	
	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	21	
	×	△	×	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	21	
	×	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22
	×	×	×	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○	21	
	×	△	×	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	21	
	×	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	23	
	○	○	×	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	22
	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	16
	△	×	×	×	△	×	×	○	△	○	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	10	
	×	×	×	×	△	×	×	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
	×	×	×	×	△	×	○	○	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	
	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	
	×	×	×	×	△	×	×	×	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	
	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	26
	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	25
	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	20
	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	

## 令和4年度 乳がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－個別検診

解説：

① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す

② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※

③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※

※特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人名（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※ **チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨嶋市	南アルプス市	北杜市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	進徳村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小倉村	丹波山村	合計
-----	-------	-----	-----	-----	-----	--------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	--------	-----	------	----

	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	22	
	×	×	×	×	○	×	-	○	○	○	×	○	○	○	-	-	○	○	○	×	×	○	-	○	×	-	13	
	×	×	×	×	○	×	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	○	×	×	×	-	○	×	-	3	
	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	×	-	20

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	×	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	20
	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	×	-	-	○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	×	-	18

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

	○	×	×	○	×	×	-	×	○	○	○	○	×	-	-	×	×	○	○	○	×	○	-	×	○	-	12
	×	×	×	×	○	×	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	○	×	×	×	○	-	×	×	-	3
	×	×	×	×	○	×	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	○	-	×	×	-	2

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期<sup>※</sup>を把握しているか

※ 「検診検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

(2) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか

※ 本人に連絡する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

	×	△	×	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	×	○	○	-	×	○	-	17
	×	△	×	○	○	×	-	○	○	○	×	○	△	-	-	×	○	○	×	○	○	○	-	×	×	-	12
	×	△	×	○	○	×	-	○	○	×	×	○	△	-	-	○	○	×	○	×	○	○	-	×	×	-	12
	×	○	×	○	○	○	-	○	○	○	×	×	-	-	○	×	×	×	○	○	○	○	-	×	×	-	13
	×	△	×	○	○	×	-	○	○	△	○	○	×	-	-	○	×	○	×	○	○	○	-	○	×	-	13
	×	△	×	○	○	×	-	○	△	○	○	×	-	-	○	×	○	×	○	○	○	○	-	○	×	-	9

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	22
	○	×	×	○	○	○	-	○	○	○	○	○	△	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	×	-	18
	○	×	×	○	○	○	-	○	○	○	○	○	△	-	-	△	○	○	○	○	○	○	-	×	×	-	16
	×	×	×	○	○	○	-	○	○	△	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	○	-	×	×	-	14
	×	×	×	○	○	○	-	○	○	△	○	○	△	-	-	○	○	×	×	×	○	○	-	×	×	-	14

### 6. 検診機関（医療機関）の責の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実地実働等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 要綱の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

	○	○	○	○	○	×	-	○	○	○	○	○	○	-	-	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	-	15	
	○	×	×	○	○	×	-	○	○	×	×	×	○	-	-	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	-	10
	△	×	×	○	△	×	-	○	○	△	×	○	-	-	×	×	×	×	×	×	×	○	-	×	○	-	6	
	×	×	×	×	△	×	-	○	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	-	2
	×	×	×	×	△	×	-	○	×	○	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	-	2
	×	×	×	×	△	×	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	-	2
	×	×	×	×	△	×	-	×	×	×	×	×	×	-	-	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	-	1	

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計<sup>※</sup>しているか

※ 受診率算定の分子は市区町村の全対象者数、分母は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	19	
	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	19
	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	×	-	-	○	○	○	×	○	○	○	-	○	○	-	-	18	
	○	○	○	×	-	×	-	×	○	○	○	○	×	-	-	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	-	-	15	

### 8. 要精検率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

	○	○	○	○	-	×	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	18
	○	○	○	○	-	×	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	18
	○	○	○	○	-	×	-	○	○	○	○	○	×	-	-	○	×	○	×	○	×	○	-	○	○	-	-	16
	○	○	○	×	-	×	-	×	○	○	○	○	×	-	-	×	×	×	×	○	○	○	-	○	○	-	-	13

### 9. 精検受診率・未受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注1に従って区別し、集計しているか

	○	○	×	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	×	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	19	
	○	○	×	○	-	○	-	○	○	○	○	○	×	-	-	○	×	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	18	
	○	○	×	○	-	○	-	○	○	○	×	○	×	-	-	○	×	○	×	○	×	○	○	-	○	○	-	-	16
	○	○	×	×	-	×	-	×	○	○	×	○	×	-	-	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	-	-	13	
	○	×	×	○	-	○	-	×	○	×	○	×	-	-	○	×	×	×	○	○	○	○	-	○	○	-	-	13	

### 10. がん発見率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) がん発見率を集計しているか

(1-1) がん発見率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) がん発見率を検診機関別に集計しているか

(1-3) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 視触診を併用している場合、がん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

	×	○	×	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	×	○	○	○	○	×	○	-	○	-	-	16	
	×	○	×	○	-	○	-	○	○	○	×	○	○	-	-	×	○	○	○	×	×	○	-	○	○	-	-	15
	×	○	×	○	-	○	-	○	○	×	○	×	○															

## 令和4年度 子宮頸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－集団検診

解説：

① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す

② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup>

③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup>

※特に個別検診の場合

### 1. 検診対象者の情報管理

(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか

※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である

(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか

※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である

(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか

※**チェックリスト評価対象外**

(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笹野市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	進徳村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	9
-	-	○	-	×	-	×	-	-	-	×	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	-	6
-	-	×	-	×	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	-	○	×	-	-	×	×	×	-	1
-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	9

### 2. 受診者の情報管理

(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか

(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	9
-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	-	8

### 3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>

※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されれば配布を省いてもよい

(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか

※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	9
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	×	○	-	-	○	×	×	-	5
-	-	×	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	×	○	-	-	○	×	×	-	5

### 4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果<sup>※</sup>を把握しているか

※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨牀進行期のこと

(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人<sup>※</sup>もしくは精密検査機関への問合せにより、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義<sup>※1</sup>に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	8
-	-	△	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	7
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	8
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	9
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	6
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	×	-	6

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

### 5. 地域保健・健康増進事業報告

(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか

(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか

(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか<sup>※</sup>

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか

(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか<sup>※</sup>

※ 例えば、組織診の結果の記載がHSLのみだった場合は、その後CIN2、CIN3に再区分されていなかを確認する体制を有しているか

※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	9
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	8
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	7
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	8
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	9
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	○	-	6
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	×	×	-	6

### 6. 検診機関（医療機関）の責の担保

(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか<sup>※</sup>

※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい

(1-1) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>※2</sup>を満たしているか

(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか

(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup>

※ 質疑の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様

(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか

(2-2) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を累計してフィードバックしているか

(2-3) 上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	×	○	○	-	8
-	-	×	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	×	○	○	-	7
-	-	×	-	△	-	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	-	○	○	-	-	×	×	○	-	4
-	-	×	-	△	-	-	-	-	-	△	-	-	-	×	-	-	-	-	×	×	-	-	×	×	×	-	0
-	-	×	-	△	-	-	-	-	-	△	-	-	-	×	-	-	-	-	×	×	-	-	×	×	×	-	0
-	-	×	-	△	-	-	-	-	-	×	-	-	-	×	-	-	-	-	×	×	-	-	×	×	×	-	0

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

### 7. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 受診率を集計しているか

(1-1) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 受診率を検診機関別に集計しているか

※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数

(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	8
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	×	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	9

### 8. 要精検率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 要精検率を集計しているか

(1-1) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9

### 9. 精検受診率・未受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-1) 精検受診率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-3) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-4) 精検未受診率と未把握率を定義注1に従って区別し、集計しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	×	○	9

### 10. がん発見率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

(1) がん発見率を集計しているか

(1-1) がん発見率を年齢5歳階級別に集計しているか

(1-2) がん発見率を検診機関別に集計しているか

(1-3) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか

-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	×	-	-	×	○	×	○	7
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	×	-	-	×	○	×	○	7
-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	×	-	-	×	○	×	○	

**令和4年度 子宮頸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）－個別検診**

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと\*
- ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること\*

\*特に個別検診の場合

1. 検診対象者の情報管理	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿 <sup>※</sup> を、住民台帳などに基づいて作成しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	26	
※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するは不適切である																													
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	20	
※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である																													
(2-1) 受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行ったか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	4	
※ チェックリスト評価対象外																													
(3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	26

2. 受診者の情報管理	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
(1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	24

3. 受診者への説明、及び要精検者への説明	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか*	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	23
※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されれば配布を省いてもよい																												
(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名） <sup>※</sup> の一覧を提示しているか	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	○	○	×	×	×	12
※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること																												
(2-1) 上記の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼したか	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	○	○	×	×	×	×	12

4. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 <sup>※</sup> を把握しているか	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	△	○	23
※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、精密検査の際に行った組織診やコルガ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨牀進行期のこと																												
(2) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果が不明の者については、本人 <sup>※</sup> もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	23
※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある																												
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	22
(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査（治療）結果を記録しているか	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	19
(5) 精密検査未受診と精密検査結果把握を定義 <sup>※1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	22
(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	21

注1「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照

5. 地域保健・健康増進事業報告	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	26
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○	22
(3) がん検診の結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか*	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	20
※ 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか																												
(4) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	22
(5) 精密検査結果について、委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか*																												
※ 例えば、組織診の結果の記載がHSLのみだった場合は、その後CIN2、CIN3に再区分されていないかを確認する体制を有しているか																												
(6) 今年度は網羅できている場合：網羅できていない場合には改善を求めような体制を有しているか	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	21

6. 検診機関（医療機関）の質の担保	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
(1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕療書の内容に基づいて選定しているか*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	24
※ もしくは仕療書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい																												
(1-1) 仕療書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕療書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>※2</sup> を満たしているか	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	19
(1-2) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕療書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか	○	△	×	○	△	×	×	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	9
(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか*	×	×	×	○	△	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6
※ 質問の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-1)、(2-2)、(2-3)も同様																												
(2-1) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか	×	×	×	○	△	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	6
(2-2) 検診機関（医療機関）専のプロセス指標を累計してフィードバックしているか	×	×	×	○	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3
(2-3) 上記の結果をふまえて、詳細のある検診機関（医療機関）に改善案をフィードバックしているか	×	×	×	○	△	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2

注2「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照

7. 受診率の集計	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す																													
(1) 受診率を集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	23
(1-1) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	23
(1-2) 受診率を検診機関別に集計しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	-	-	20
※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数																													
(1-3) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	19

8. 要精検率の集計	甲府市	富士吉田市	都留市	山梨市	大月市	墨場市	南アールナス市	北社市	甲斐市	笠取市	上野原市	甲州市	中央市	市川三郷町	早川町	身延町	南都町	富士川町	昭和町	道志村	西郷町	五野村	山中湖村	鳩沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す																													
(1) 要精検率を集計しているか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	24
(1-1) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	24
(1-2) 要精検率を検診機関別に集計しているか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	-	-	